

令和 5 年 10 月 25 日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見公募

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）について、令和 5 年 10 月 26 日（木）から令和 5 年 11 月 24 日（金）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）第 4 条の規定による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正に伴い、以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）を改正するものです。概要については、別紙 2 を御覧ください。

- （１）消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充
- （２）建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙 3 参照）
 - ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 5 年 11 月 24 日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 規制の事前評価

消防法施行令の一部を改正する政令（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙 4 及び別紙 5 参照）。

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該政令を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 米田補佐、田村

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail: yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・消防法施行令の一部を改正する政令（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和36年政令第37号）を改正するものです。

- （１）消防用設備等の技術に係る別棟みなし規定の拡充
- （２）建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を

極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和 5 年 10 月 26 日（木）から令和 5 年 11 月 24 日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：米田、田村

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「消防法施行令の一部を改正する政令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡
担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する
こと。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行令の一部を改正する政令（案）について

令和 5 年 10 月
消 防 庁 予 防 課

1. 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）第 4 条の規定による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正により、防火規制に係る別棟みなし規定の創設や建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

これを踏まえ、消防法（昭和 23 年法律 186 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）で定める消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準（以下「消防用設備等の技術基準」という。）に係る規定の整備を行う必要がある。

2. 改正内容

（1）消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充【令第 8 条関係】

消防用設備等の技術基準は、原則として防火対象物一棟単位で適用されているが、建築基準法上の防火規制に係る別棟みなし規定の創設を踏まえて、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定を拡充する。

（2）建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備【令第 11 条等関係】

令では、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けている。建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の建築が可能となるが、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 スケジュール

【パブリックコメント】令和 5 年 10 月 26 日（木）から 11 月 24 日（金）まで
（30 日間）

【 閣 議 】令和 6 年 1 月頃

政令第 号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、

この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

一 開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は

壁

二 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二口に規定する防火設備（防火戸その他
の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられ
たもの（前号に掲げるものを除く。）

第十一条第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二イ」に改める。

第二十一条第二項第三号ただし書及び第二十五条第一項第三号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第三十四条の三中「主要構造部」の下に「（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）」を加える。

附 則

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

消防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第八条 防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。 一 開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁 二 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの（前号に掲げるものを除く。） （屋内消火栓設備に関する基準） 第十一条 （略） 2 前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、特定主要構造部（建築基準法第二条第九号の二に規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同	第八条 防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。 （屋内消火栓設備に関する基準） 第十一条 （略） 2 前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、主要構造部（建築基準法第五条に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同

じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とし、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とする。

3・4（略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条（略）

2 前項に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とする。

3・4（略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条（略）

2 前項に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 自動火災報知設備の感知器は、総務省令で定めるところにより、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。ただし、特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては、天井裏の部分に設けないことができる。

四 (略)

3 (略)

(避難器具に関する基準)

第二十五条 避難器具は、次に掲げる防火対象物の階（避難階及び十一階以上の階を除く。）に設置するものとする。

一・二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで及び(七)項から(十一)項までに掲げる防火対象物の二階以上の階（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の二階を除く。）又は地階で、収容人員が五十人以上のもの

四・五 (略)

2 (略)

(大規模の修繕及び模様替えの範囲)

一・二 (略)

三 自動火災報知設備の感知器は、総務省令で定めるところにより、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。ただし、主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては、天井裏の部分に設けないことができる。

四 (略)

3 (略)

(避難器具に関する基準)

第二十五条 避難器具は、次に掲げる防火対象物の階（避難階及び十一階以上の階を除く。）に設置するものとする。

一・二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで及び(七)項から(十一)項までに掲げる防火対象物の二階以上の階（主要構造部を耐火構造とした建築物の二階を除く。）又は地階で、収容人員が五十人以上のもの

四・五 (略)

2 (略)

(大規模の修繕及び模様替えの範囲)

第三十四条の三 法第十七条の二の五第二項第二号及び第十七条の三第二項第二号の政令で定める大規模の修繕及び模様替えは、当該防火対象物の主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である壁について行う過半の修繕又は模様替えとする。

第三十四条の三 法第十七条の二の五第二項第二号及び第十七条の三第二項第二号の政令で定める大規模の修繕及び模様替えは、当該防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えとする。

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称		消防用設備等の技術基準の適用に係る別棟みなし規定の拡充等	
担当部局		総務省消防庁予防課	電話番号:03-5253-7523 e-mail:yobo@soumu.go.jp
評価実施時期		令和5年10月	
規制の目的、内容及び必要性等		【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第4条の規定による建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正により、防火規制に係る別棟みなし規定の創設や建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた。これにより、複数棟の一部を木造棟とすることや、耐火構造等の建築物の主要構造部の一部に木材を利用することが可能となった。 消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項の規定に基づき、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)では、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準(以下「消防用設備等の技術基準」という。)が定められており、一定の用途・面積の防火対象物には消防用設備等の設置が義務付けられている。その際、耐火構造等の防火対象物は、防火安全性能が高いことから、木造の防火対象物に比べて、消防用設備等の技術基準が緩和されている。 建築基準法上の防火規制の合理化の対象となる建築物に適用される消防用設備等の技術基準について、建築基準法の改正と整合を図った上で見直しを行わなければ、当該基準への適合が負担となって、建築物への木材利用が進まなくなる可能性がある。 【課題及び課題の発生原因】 建築基準法上の防火規制については、一部を除き、その規制の対象となる建築物の全体について適用されるため、木造棟と鉄筋コンクリート造棟から構成される建築物等の建築に係る負担が大きいことや、主要構造部の全てを耐火構造等とする必要があり木材利用が難しいという課題があった。こうした課題に対して、木造棟と鉄筋コンクリート造棟を別棟とみなして防火規制を適用することや、主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分は防火規制の対象外とすることとする建築基準法の改正が行われた。 消防法令において、建築基準法の改正と整合を図らなければ、 ・ 建築基準法上の防火規制で別棟とみなされる建築物が消防用設備等の技術基準上別棟とみなされない ・ 特定主要構造部(主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分以外の部分をいう。以下同じ。)を耐火構造等とする建築物について、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と比べて、消防用設備等の技術基準が厳しいものになる という課題が生じ、消防用設備等の技術基準への適合が負担となって、建築物への木材利用が進まなくなる可能性がある。 【規制の内容】 ① 消防用設備等の技術基準の適用について、防火対象物が床、壁その他の建築物の部分又は防火設備のうち、防火上有効な措置が講じられたもので区画されているときは、その区画された部分は、それぞれ別の防火対象物とみなすこととする。※(令第8条第2号関係) ※ 別の防火対象物とみなされる場合、その延べ面積は一の防火対象物として算定する場合よりも当然減少することとなるが、当該面積が最小設置義務面積を下回る場合には、消防用設備等の設置が不要となる ② 主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に消防用設備等の設置義務面積等の緩和を設けている規定については、これらの規定中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めることとする。(令第11条第2項、第21条第2項第3号及び第25条第1項第3号関係)	
規制の費用	(遵守費用)	新たな別棟みなし規定を適用するための遵守費用については、防火上有効な措置が講じられた床、壁その他の建築物の部分又は防火設備を設けるための費用が発生するが、当該費用が、一棟全体に消防用設備等の技術基準が適用され、消防用設備等の設置工事が必要となる場合の費用よりも低廉な場合に、事業者が当該手法を選択することが想定されるため、費用負担は軽減することが見込まれる。	
	(行政費用)	消防本部において、別棟みなし規定の適用の有無について審査する時間が発生することが見込まれるが、消防同意等の現行制度下においても提出されていた設計図面等の資料に基づき審査可能であり、通常の事務の一環として処理されるため、行政費用の増加は見込まれない。	
規制の効果(便益)			
	(直接的効果(便益))		
	(副次的・波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響について、今回の規制緩和の適用については、既存の防火対象物の所有者等と新たに防火対象物を建築する者との間で差異がなく、既存の防火対象物の所有者等に新たな消防用設備等の設置義務が発生しないため、競争に負の影響を及ぼすものではない。	
費用と効果(便益)の関係		安全面については、国土交通省において、	
その他関連事項		・ 建築物が二以上の部分で構成される場合に、火災による危険性をそれぞれの部分ごとに評価して規制を適用するための基準が確立されたこと	
事後評価の実施時期等		・ 「主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分」は、当該部分において火災が発生した場合であっても建築物全体が倒壊・延焼しないような基準が確立されたことを踏まえて、建築基準法令の改正が行われており、今回の令の改正はそれと整合を図るもので、緩和後の建築基準法令及び消防法令の基準に適合していれば、安全面への影響は小さいと考えられる。	
備考		【事前評価の活用状況】	
		「予防行政のあり方に関する検討会」(座長:関澤愛 東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授)において「消防法令において、基本的には、建築基準法の改正と整合を図った取扱いを行うことが適当である。なお、別棟みなし規定の要件については、国土交通省において検討されている建築基準法上の別棟みなし規定の要件により、延焼防止、避難及び消防活動に支障が生じないことを前提として当該要件と整合を図って規定する方向で検討することが適当である。」旨の中間報告がなされており、当該報告を踏まえて令を改正するものである。	
		https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-140.html	
		【事後評価の実施時期】	
		本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
		【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】	
		消防本部からの火災報告により、今回の規制緩和の対象となった防火対象物について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。	

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：消防法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：消防用設備等の技術基準の適用に係る別棟みなし規定の拡充等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課

評価実施時期：令和5年10月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ～ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、防火規制に係る別棟みなし規定の創設や建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた。これにより、複数棟の一部を木造棟とすることや、耐火構造等の建築物の主要構造部の一部に木材を利用することが可能となった。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定に基づき、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）では、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準（以下「消防用設備等の技術基準」という。）が定められており、一定の用途・面積の防火対象物には消防用設備等の設置が義務付けられている。その際、耐火構造等の防火対象物は、防火安全性能が高いことから、木造の防火対象物に比べて、消防用設備等の技術基準が緩和されている。

建築基準法上の防火規制の合理化の対象となる建築物に適用される消防用設備等の技術基準について、建築基準法の改正と整合を図った上で見直しを行わなければ、当該基準への適合が負担となって、建築物への木材利用が進まなくなる可能性がある。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

建築基準法上の防火規制については、一部を除き、その規制の対象となる建築物の全体について適用されるため、木造棟と鉄筋コンクリート造棟から構成される建築物等の建築に係る負担が大きいことや、主要構造部の全てを耐火構造等とする必要があり木材利用が難しいという課題があった。こうした課題に対して、木造棟と鉄筋コンクリート造棟を別棟とみなして防火規制を適用することや、主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分は防火規制の対象外とすることとする建築基準法の改正が行われた。

消防法令において、建築基準法の改正と整合を図らなければ、

- ・ 建築基準法上の防火規制で別棟とみなされる建築物が消防用設備等の技術基準上別棟とみ

なされない

- ・ 特定主要構造部（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分以外の部分をいう。以下同じ。）を耐火構造等とする建築物について、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と比べて、消防用設備等の技術基準が厳しいものになるという課題が生じ、消防用設備等の技術基準への適合が負担となって、建築物への木材利用が進まなくなる可能性がある。

【課題解決手段の検討】

消防庁では、こうした課題への対応について検討するために、「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：関澤愛 東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授。以下単に「検討会」という。）を開催した。

検討会では、消防用設備等の技術基準に関して、建築基準法上の別棟みなし規定と整合を図って、別棟みなし規定を拡充することや、特定主要構造部を耐火構造等とする建築物の消防用設備等の技術基準を緩和することについて、有識者や消防本部の意見を聞きながら検討を進めた。

令和5年9月28日には、「消防法令において、基本的には、建築基準法の改正と整合を図った取扱いを行うことが適当である。なお、別棟みなし規定の要件については、国土交通省において検討されている建築基準法上の別棟みなし規定の要件により、延焼防止、避難及び消防活動に支障が生じないことを前提として当該要件と整合を図って規定する方向で検討することが適当である。」旨の中間報告がなされた。

【規制緩和以外の政策手段の内容】

消防用設備等の技術基準については、消防長又は消防署長が、防火対象物の状況から判断して、消防用設備等の技術基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、消防用設備等の技術基準を適用しないとする特例が、令第32条に規定されている。

ただし、この規定を適用するか否かは各消防長又は各消防署長の判断に委ねられ、また、個別の防火対象物の状況により判断することとなるため、全国一律に同様の基準を設けることは困難であり、令を改正し、全国一律に新しい基準を適用させることが必要である。

【規制緩和の内容】

- ① 消防用設備等の技術基準の適用について、防火対象物が床、壁その他の建築物の部分又は防火設備のうち、防火上有効な措置が講じられたもので区画されているときは、その区画された部分は、それぞれ別の防火対象物とみなすこととする。※（令第8条第2号関係）

※ 別の防火対象物とみなされる場合、その延べ面積は一の防火対象物として算定する場合よりも当然減少することとなるが、当該面積が最小設置義務面積を下回る場合には、消防用設備等の設置が不要となる

- ② 主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に消防用設備等の設置義務面積等の緩和を設けている規定については、これらの規定中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めることとする。（令第11条第2項、第21条第2項第3号及び第25条第1項第3号関係）

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

新たな別棟みなし規定を適用するための遵守費用については、防火上有効な措置が講じられた床、壁その他の建築物の部分又は防火設備を設けるための費用が発生するが、当該費用が、一棟全体に消防用設備等の技術基準が適用され、消防用設備等の設置工事が必要となる場合の費用よりも低廉な場合に、事業者が当該手法を選択することが想定されるため、費用負担は軽減することが見込まれる。

また、特定主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に係る規制緩和については、特段の遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

消防本部において、別棟みなし規定の適用の有無について審査する時間が発生することが見込まれるが、消防同意等の現行制度下においても提出されていた設計図面等の資料に基づき審査可能であり、通常の事務の一環として処理されるため、行政費用の増加は見込まれない。

また、今般の改正により新たな基準が適用される防火対象物における火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響について、今回の規制緩和の適用については、既存の防火対象物の所有者等と新たに防火対象物を建築する者との間で差異がなく、既存の防火対象物の所有者等に新たな消防用設備等の設置義務が発生しないため、競争に負の影響を及ぼすものではない。

安全面については、国土交通省において、

- ・ 建築物が二以上の部分で構成される場合に、火災による危険性をそれぞれの部分ごとに評価して規制を適用するための基準が確立されたこと
- ・ 「主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分」は、当該部分において火災が発生した場合であっても建築物全体が倒壊・延焼しないような基準が確立されたこと

を踏まえて、建築基準法令の改正が行われており、今回の令の改正はそれと整合を図るもので、緩和後の建築基準法令及び消防法令の基準に適合されていれば、安全面への影響は小さいと考えられる。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

検討会において「消防法令において、基本的には、建築基準法の改正と整合を図った取扱いを行うことが適当である。なお、別棟みなし規定の要件については、国土交通省において検討されている建築基準法上の別棟みなし規定の要件により、延焼防止、避難及び消防活動に支障が生じないことを前提として当該要件と整合を図って規定する方向で検討することが適当である。」旨の中間報告がなされており、当該報告を踏まえて令を改正するものである。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-140.html

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

消防本部からの火災報告により、今回の規制緩和の対象となった防火対象物について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。